

裁判官の人事に関する最高裁判所の権限を定めた主な規定

任命（指名）関係

憲法第 80 条（下級裁判所の裁判官・任期・定年、報酬）

- 1 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができ。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。
- 2（略）

裁判所法第 40 条（下級裁判所の裁判官の任免）

- 1 高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。
- 2 高等裁判所長官の任免は、天皇がこれを認証する。
- 3 第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることができ。

勤務裁判所関係

裁判所法第 47 条（補職）

下級裁判所の裁判官の職は、最高裁判所がこれを補する。

報酬関係

裁判所法第 51 条（報酬）

裁判官の受ける報酬については、別に法律でこれを定める。

裁判官の報酬等に関する法律第 3 条

各判事、各判事補及び各簡易裁判所判事の受ける別表の報酬の号又は報酬月額は、最高裁判所が、これを定める。

\* 裁判所法第 12 条（司法行政事務）

- 1 最高裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、最高裁判所長官が、これを総括する。
- 2 裁判官会議は、全員の裁判官でこれを組織し、最高裁判所長官が、その議長となる。